

## 所得金額の計算方法

① 収入が公的年金等の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

● 障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「その年に受け取る年金額<sup>(※)</sup>」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

※ 「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

● 公的年金等控除額は、以下のように年金以外の所得額、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

### 所得が年金のみ または 年金以外の所得が年間1,000万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15% + 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15% + 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例1》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合

145万円 (受け取る年金額) - 110万円(公的年金等控除額) = 35万円 (年間所得の見積額)

《計算例2》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合

50万円 (受け取る年金額) - 60万円(公的年金等控除額) = 0万円 (年間所得の見積額)

\* マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

年金以外の所得が年間 1,000 万円超～2,000 万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	100 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	185 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	50 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	185 万 5 千円

年金以外の所得が年間 2,000 万円超の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	175 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	175 万 5 千円

②収入が給与の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

**「給与の収入金額」－「給与所得控除額」＝「給与所得の金額」**

●給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合

90万円（給与の収入金額）－55万円（給与所得控除額）＝35万円（年間所得の見積額）

③一定の条件に該当する場合、給与所得控除には「所得金額調整控除」の額が加算されます。

●公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

**所得金額調整控除額の計算方法** 年金所得額<sup>(※)</sup> + 給与所得額<sup>(※)</sup> - 10万円  
**※：10万円を超える場合は10万円**

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円

及び給与の収入金額が200万円である場合

給与所得控除額：200万円（給与の収入金額）× 30% + 8万円 = 68万円

所得金額調整控除額：10万円（年金所得の上限額） + 10万円（給与所得の上限額）  
 - 10万円 = 10万円

200万円 - 68万円（給与所得控除額） - 10万円（所得金額調整控除額）  
 = 122万円（給与所得の見積額）

● 給与収入が 850 万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 本人が特別障害者に該当する。
- ・ 特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・ 23 歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額の計算方法 (給与の収入金額<sup>(※)</sup> - 850 万円) × 10%

※：1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

《計算例》給与の収入金額が 1,200 万円で、23 歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額： 195 万円

所得金額調整控除： (1,000 万円 (給与の収入の上限額) - 850 万円) × 10% = 15 万円

1,200 万円 (給与の収入金額) - 195 万円 (給与所得控除額)  
- 15 万円 (所得金額調整控除額) = 990 万円 (年間所得の見積額)

④収入が公的年金等・給与以外の場合の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額 <sup>(※1)</sup>
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額
退職所得	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ※退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得の金額は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。 ※令和 4 年分以後の所得税については、退職手当等が短期退職手当等に該当する場合は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額が 300 万円を超える場合の退職所得の金額は、150 万円と該当残額から 300 万円を控除した金額との合計額となります。
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得	公的年金等以外 <sup>(※2)</sup> の場合 総収入金額－必要経費

※1：所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

※2：公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。

(注) 所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。